

「互助」による輸送の導入と訪問型サービスD

平成30年5月14日

医療経済研究機構 研究部主任研究員兼研究総務部次長

服部 真治

高齢者の移動手段の確保に関する検討会 中間とりまとめ概要

検討の背景

- 高齢運転者による重大な交通死亡事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存しなくとも生活の質を維持していくことが課題
- 昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」における「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめる」との総理指示
- 高齢者が移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催

具体的方策

1. 公共交通機関の活用

- ・ 高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成の働きかけ
- ・ 乗合タクシー等高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けた地方公共団体等との連携
- ・ タクシーの相乗り促進
 - * 配車アプリを活用した実証実験 【平成29年度中実施】
- ・ 過疎地域におけるサービス維持のための取組

2. 貨客混載等の促進

- ・ 貨客混載の推進
 - * 過疎地域における旅客運送と貨物運送のかけもち 【平成29年6月末までに結論】
- ・ スクールバス等への混乗

3. 自家用有償運送の活用

- ・ 検討プロセスのガイドライン化
 - * 市町村等が行う自家用有償運送の導入の円滑化 【平成29年度中実施】
- ・ 市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化
- ・ 地方公共団体等に対する制度の周知徹底

4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化

- ・ ルールの明確化
 - * 道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化 【平成29年度中検討・結論】
 - * 営利を目的としない「互助」による輸送のためにNPOが自治体の車両を活用するなど、輸送の対価に当たらない支援を例示 【平成29年9月までに実施】
- ・ 実施にあたっての条件整備
- ・ 「互助」による輸送の導入に関する情報提供

5. 福祉行政との連携

- ・ 介護サービスと輸送サービスの連携
 - * 地域における運輸部門と福祉部門の連携強化 【速やかに周知】
 - * 介護保険制度の移動支援サービスの明確化・普及拡大 【平成29年7月までに実施】

6. 地域における取組に対する支援

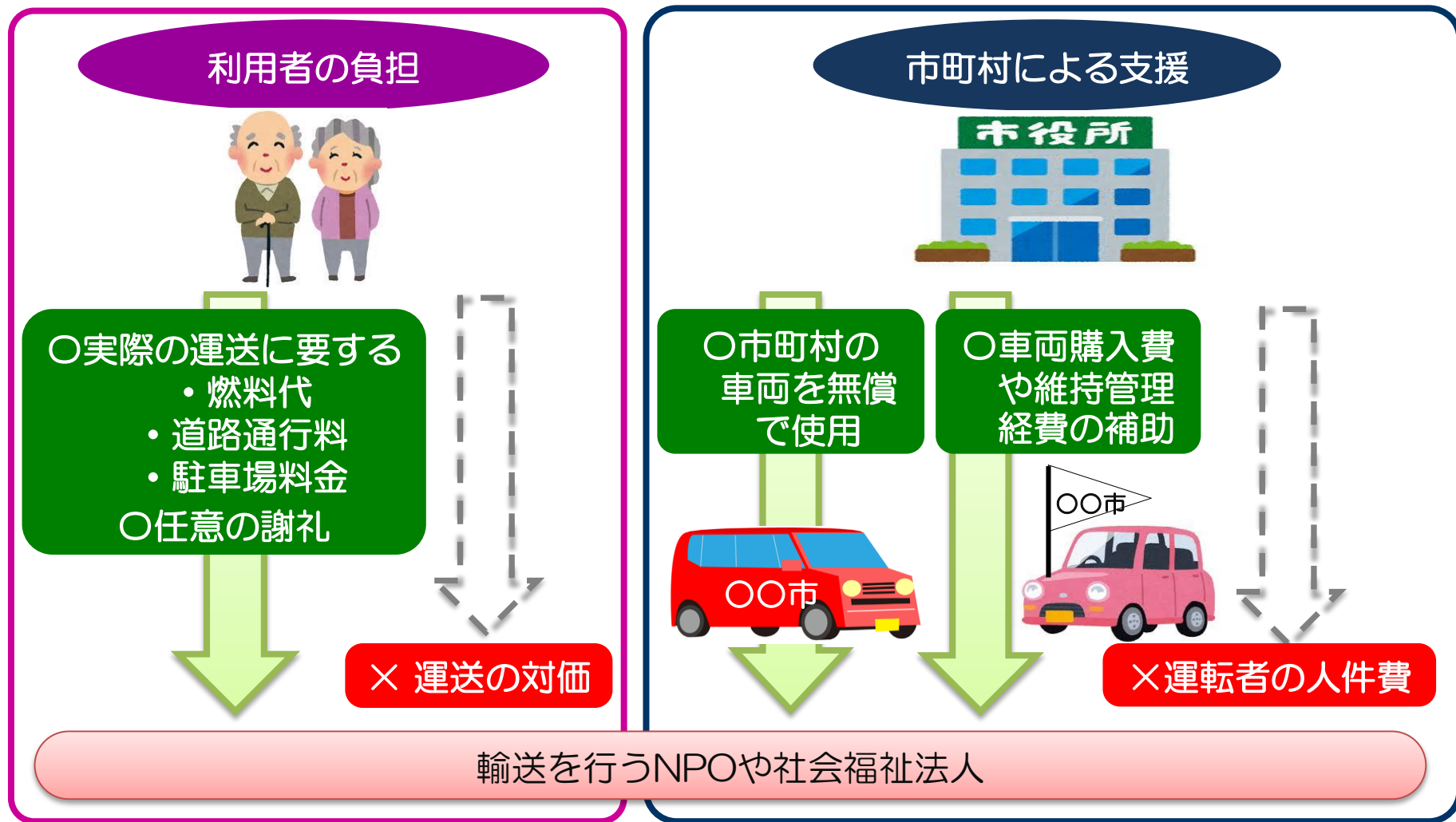
- ・ 地方運輸局の取組強化
- ・ 制度・手続等の周知徹底
- ・ 地域主体の取組の推進

国土交通省事務連絡（平成18年）

「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」

- (1)- 1 利用者からの給付が、任意の謝礼と認められる場合
- (1)- 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
- (2)- 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が **ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として **市町村の車両で実施**されるなど、 **利用者の負担がゼロ**の場合
- (4)- 2 **自家輸送**の場合
- (4)- 3 **子供の預かりや家事身辺援助等のサービスと一体型**の場合
- (4)- 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

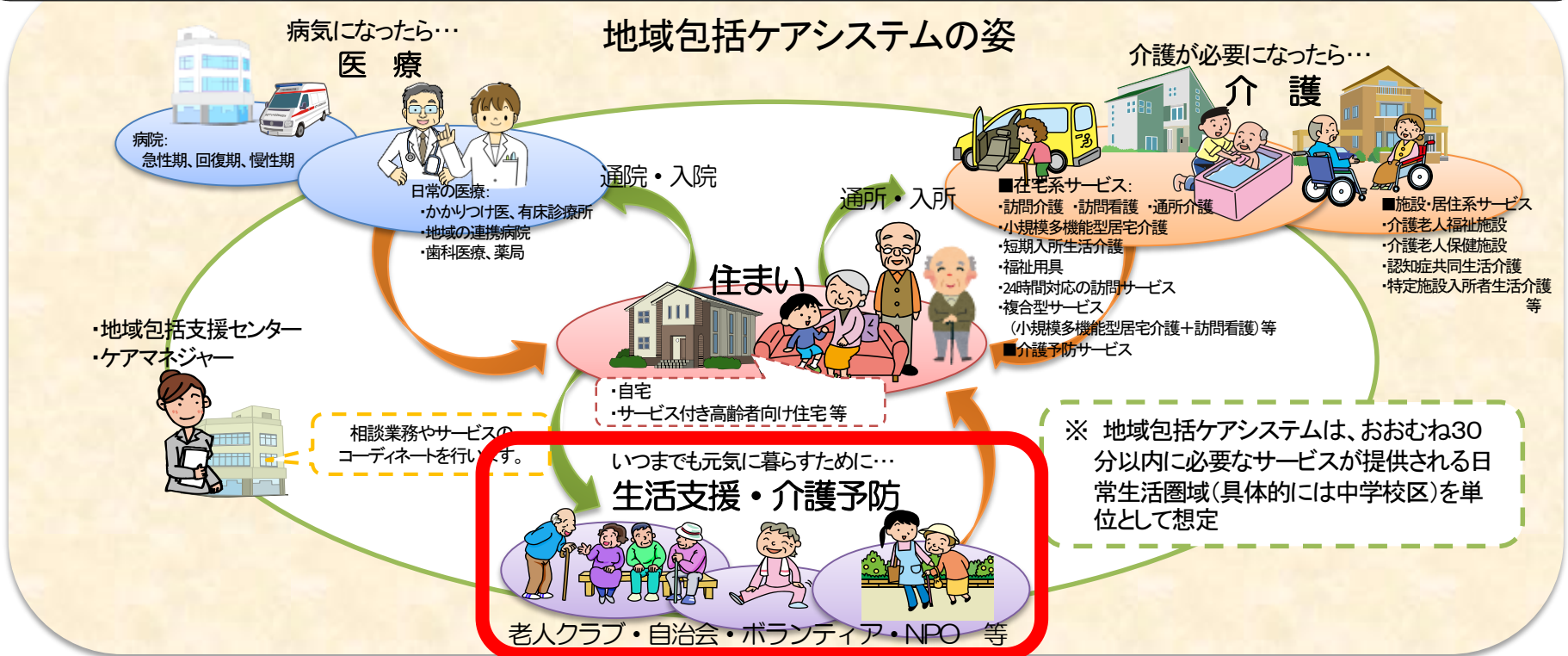
許可・登録を要しない輸送の「運送の対価に当たらない支援」の明確化



※国土交通省作成資料

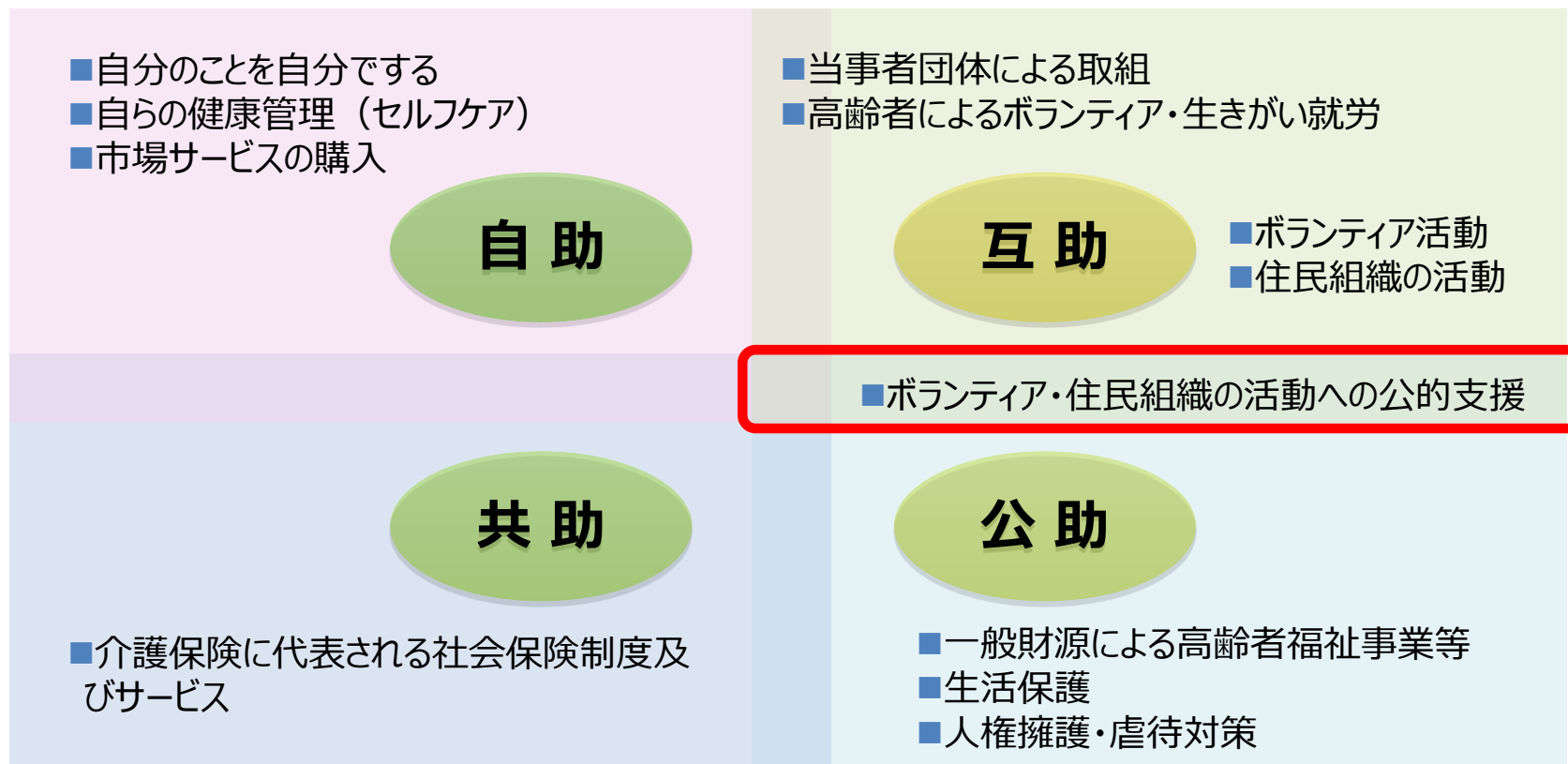
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



「自助・互助・共助・公助」から見た地域包括ケアシステム

- ◆ 自助、互助、共助、公助を担う全ての人たちに「具体的に行動してもらおう」必要がある。



出典：地域包括ケア研究会報告書「地域包括ケアシステム構築における今後の検討のための論点（平成25年3月）」

訪問型サービスD

①訪問型サービス (P22～)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケース、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 			<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 買い物、通院、外出時の支援 2) 通所型サービスBへの送迎
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	訪問型サービスBに準じる	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		

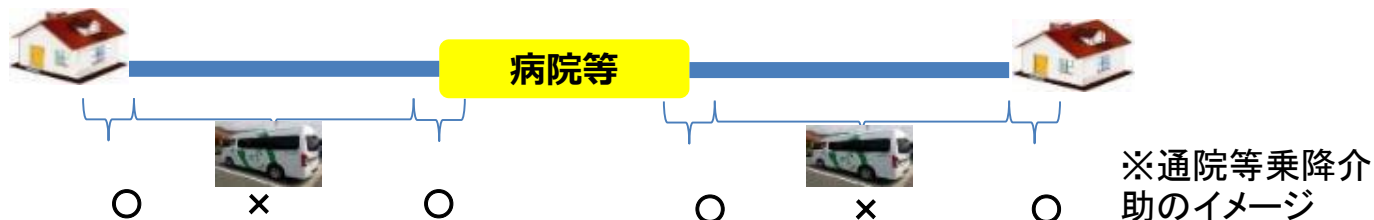
総合事業の種類と補助が可能な経費

総合事業の種類	訪問Dケース1) 通院や買物等	訪問Dケース2) 通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防 事業*1
内容・目的地	通院等における送迎前後の付添支援(目的地はケアマネジメントによる)	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	(住民主体で)家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所型サービスBへの送迎(同一主体でも別主体でも)	通いの場への送迎(同一主体でも別主体でも)
補助が可能な経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○(市町村判断)
	家賃・通信費等	○	○	○	○(市町村判断)
	車両維持購入費	×	○(市町村判断)	×	○(市町村判断)
	ガソリン代	×	○	×	○
補助対象となる利用者	要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否	要	要	要	要	不要
利用者負担 *2 (登録不要の場合)	ガソリン代 実費①	サロン利用料 のみ③	家事支援と 同一の利用 料④	サロン利用料 のみ③	サロン利用料 のみ③

出典: 特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク「総合事業de移動・外出支援 Let's start」, 2018

ケース1）通院や買物等

通院等をする場合における送迎前後の付添支援【補助は間接経費だけ】



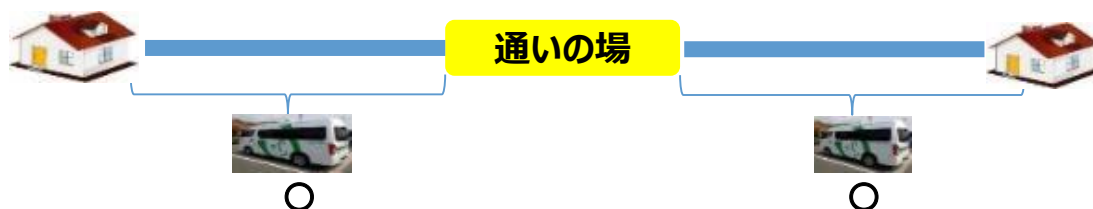
- ケアマネジメントに基づき必要に応じて**付添や見守り**を行う
- 目的地は**生活支援の範囲内**であれば、**通院**のほか**買物支援**も可
- **補助金**は、サービス調整の**人件費等の間接経費のみが対象**(車両やガソリン代等の補助は不可)

ケース 2) 通所目的「サロン送迎型」

通所型サービスBにおいて、その送迎を**別主体で実施**

【間接経費と合わせ直接経費も補助可】

※市町村の裁量により判断



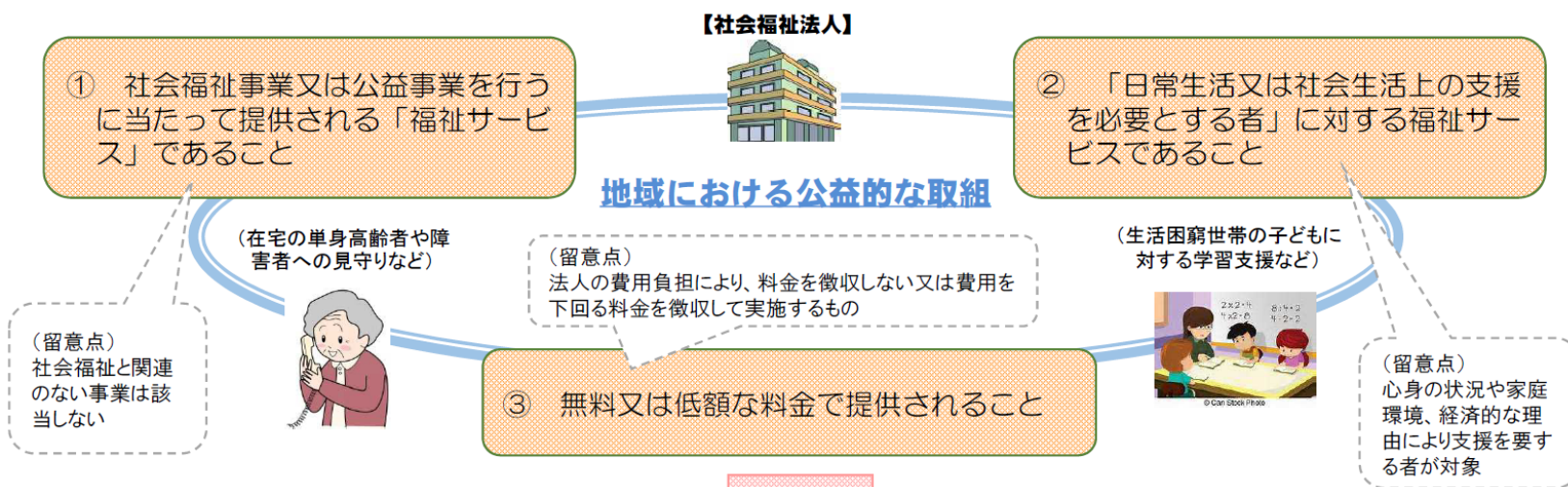
- ◆ 通所型サービスBや一般介護予防事業による**通いの場**（サロン等）の送迎を別主体が行う場合
- ◆ 補助金は、**間接経費**のほか、ガソリン代など**送迎にかかる実費**、**車両購入費**など具体的な対象経費は、費用の効率性の観点から**市町村の判断**に委ねられている

4. 「地域における公益的な取組」について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

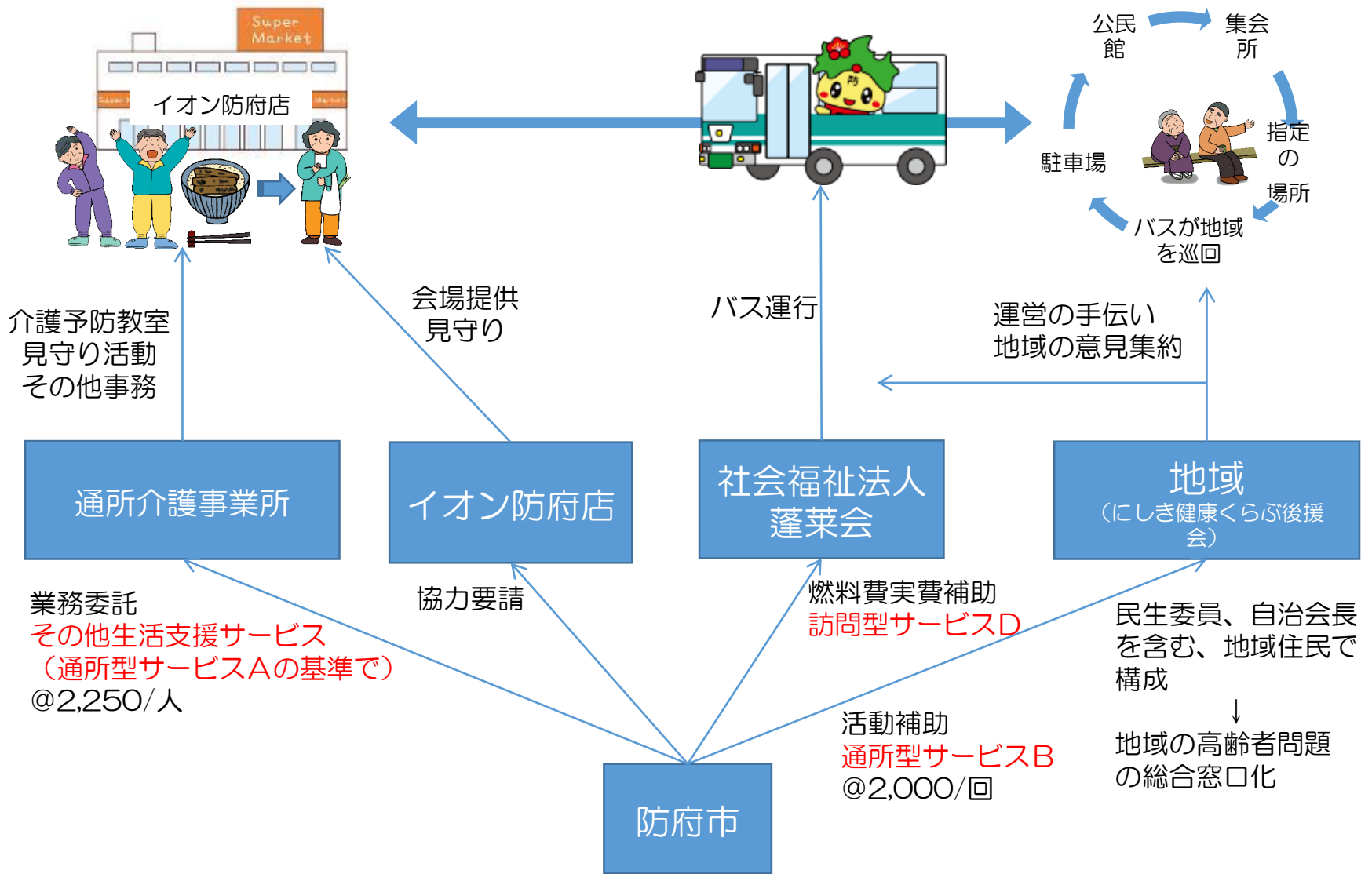


○ **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

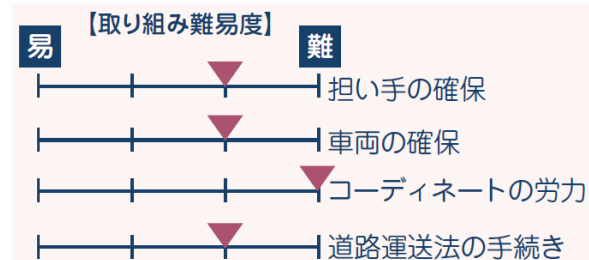
6

「幸せます健康くらぶ」 (山口県防府市)



プラン⑤ 有償でどこへでも個別送迎

- 利用者から非営利の範囲内で運賃が受け取れる。遠くても個別に送迎でき、目的地の自由度が高い方法。
- 道路運送法上の登録手続きが必要。福祉有償運送は利用者が要介護者、要支援者、障がい者等に限定され、元気高齢者は対象外。
- 利用者と運転者をつなぎ、日々のサービス提供計画を立てるコーディネーターと組織的な運営が必要。



	典型例
目的地	自由(ケアマネジメントを踏まえて)
補助対象者	要支援者(訪問D)
利用者負担	運送の対価(距離制や時間制)、運送の対価以外(介助料、待機料等)
道路運送法	福祉有償運送または公共交通空白地有償運送の登録が必要
担い手	有償ボランティア、法人の職員
車両	マイカー、法人車両
総合事業の類型(事例)	■訪問型Dケース1(取手市、美郷町)
補助できる経費	■訪問型Dケース1 ⇒コーディネーター人件費、間接経緯の補助(家賃等)
オプション	4条ぶら下がり許可事業者による送迎(いわゆる介護タクシー)